

発電所に係る環境影響評価制度を巡る 最近の動きについて

令和7年3月17日

産業保安・安全グループ[°] 電力安全課

目次

1.環境影響評価法の一部改正案について

2.再エネ海域利用法の一部改正案について

1. 環境影響評価法の一部改正案について

工作物の建替えの時期を迎える事業に対する環境影響評価手続（アセス手続）の見直しを図るとともに、アセス手続において作成した書類（アセス図書）に含まれる環境情報の活用を進める。

■ 背景

- 環境影響評価法は、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、よりよい事業計画を作り上げていくためのプロセスを定めた手続法。
- 同法の施行から四半世紀以上が経過し、アセス手続の対象となる工作物も建替えの時期を迎える事業が生じている。
- 現行法は、事業の位置や規模が大きく変わらない建替えに対する規定がなく、新規事業と同様に、事業位置の検討や周辺環境の調査を課しており、適正な環境配慮は維持しつつ、合理化することが可能。
- 現行法に基づく事業者によるアセス図書の公表期間は概ね1か月程度に限られており、後続事業者における効果的なアセスの実施や近傍の複数の事業による累積的な環境影響の評価に、既存のアセス図書の情報を十分に活用できない。

■ 主な改正内容

① 建替事業を対象としたアセス手続の見直し

- **建替事業**（※）に係る配慮書（建替配慮書）については、位置が大きく変わらないことから、事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査を不要とする一方で、既存事業の環境影響を踏まえ、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにすることとする。
※ 既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設する事業。
- **環境大臣等**は、既存事業に伴う懸念事項を含め、建替配慮書に対する意見を述べることを可能とする。

② アセス図書の継続公開

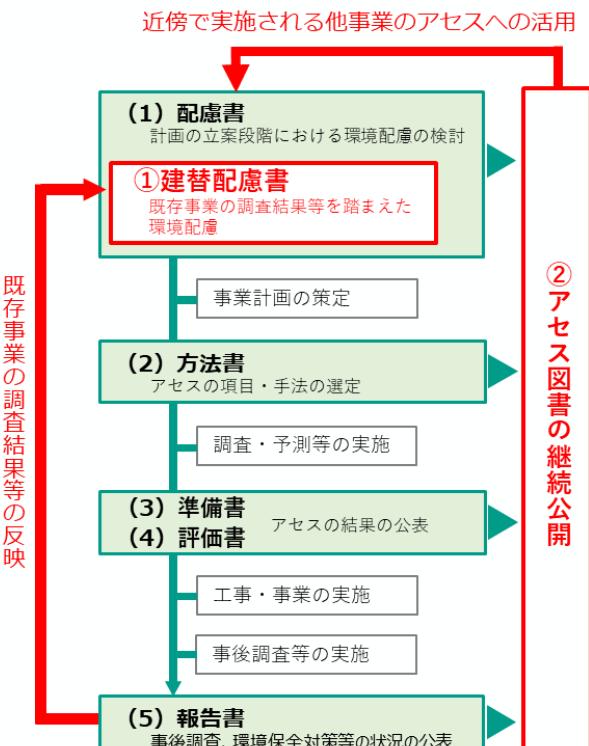
- 事業者による縦覧期間後においても、**環境大臣がアセス図書を入手した上で、インターネットにより継続公開すること**を可能とする。

※このほか、平成23年改正において手当てる必要があった法第21条、第41条及び第54条について、規定の修正を行う。

＜施行期日＞

公布の日から起算して**2年**を超えない範囲で政令で定める日

ただし、②については公布の日から起算して**1年**を超えない範囲で政令で定める日



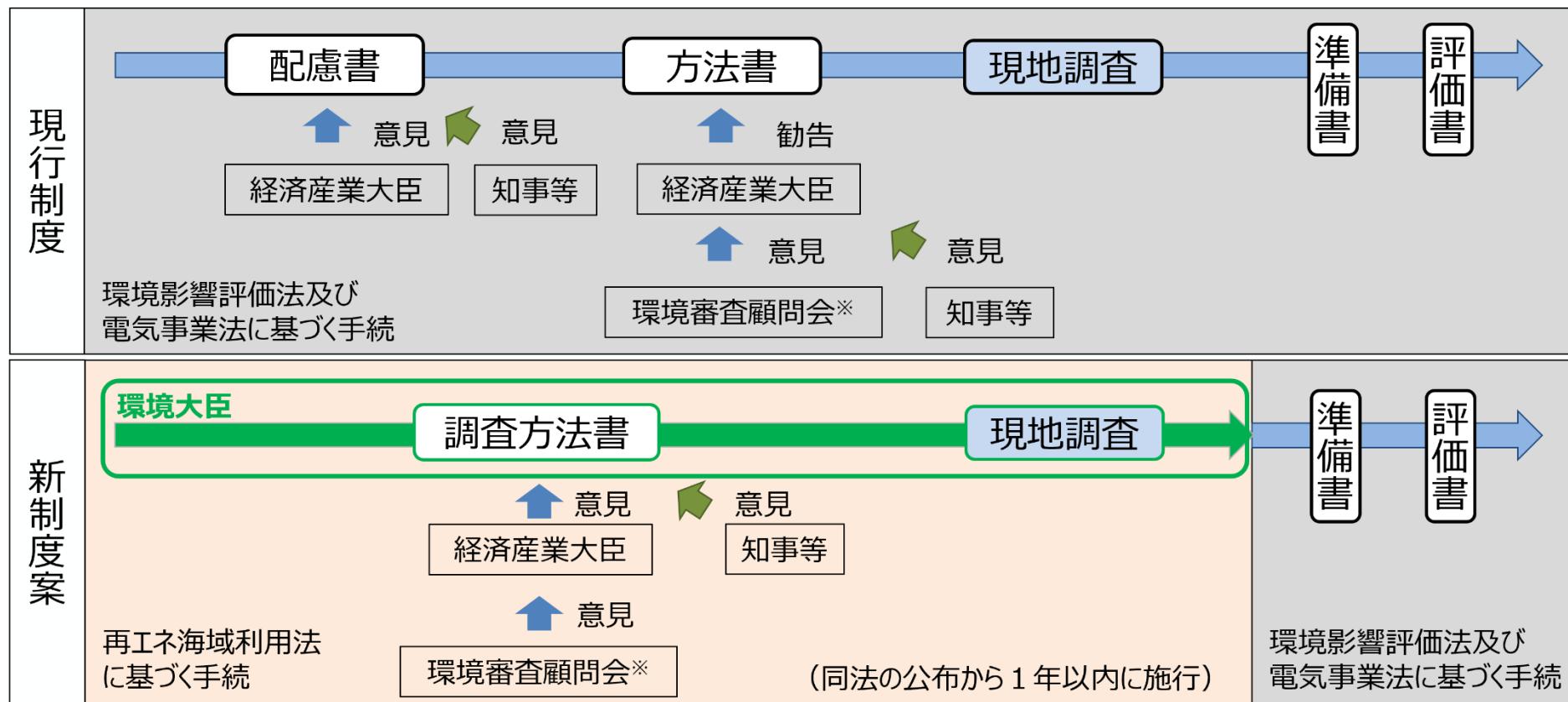
2. 再エネ海域利用法改正法の一部改正案について

1. 洋上風力に係る新たな環境影響評価手続（領海及び内水）

電力安全小委員会(第29回)抜粋
令和6年3月28日

- 領海及び内水において、従来、事業者が実施していた現地調査までのプロセスについて、新たに環境大臣が実施することにより、複数の事業者による重複した手続を排除し、プロセスを合理化。
- その際、事業者による準備書等の作成に必要な情報が適切に提供されることが重要。

新たな制度のイメージ対比図



*環境審査顧問会とは、発電所の環境影響評価に係る環境審査要領に基づき技術総括・保安審議官によって設置された組織

2. 洋上風力に係る新たな環境影響評価手続（EEZ）

電力安全小委員会(第29回)抜粋
令和6年3月28日

- EEZにおいては、領海の事業者選定よりも早期の段階で事業者に仮の許可が与えられるため、複数の事業者による重複した手続は想定されにくうことなどから、事業者が現地調査等を実施。

新たな制度のイメージ対比図

